

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案新旧対照表
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 一、十八 (略) 十九 「AC信号」とは、放送に関する付加情報信号をいう。 二十、三十三 (略)</p> <p>第二章 放送局の行う超短波放送（衛星補助放送を除く。）のうちデジタル放送</p> <p>(AC信号)</p> <p>第十五条の二 変調波の伝送制御に関する付加情報以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。</p> <p>第三章 放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送</p> <p>(AC信号)</p> <p>第二十条の二 放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、AC信号により伝送してはならない。 一 変調波の伝送制御に関する付加情報 二 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により行われる地震動警報に関する情報（以下「地震動警報情報」という。） 三 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構成は、別表第十七号の二に示すとおりとする。 三 セグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのAC信号から生成されるACシンボルは配置してはならない。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一、十八 (略) 十九 「AC信号」とは、変調波の伝送制御に関する付加情報信号をいう。 二十、三十三 (略)</p> <p>第二章 放送局の行う超短波放送（衛星補助放送を除く。）のうちデジタル放送</p> <p>第三章 放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送</p>

(準用規定)
 第二十二條 第十一條第二項、第六項及び第七項、第十二條第二項、第十三條から第十五條まで並びに第十六條の規定は、放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送について準用する。

別表第十七号の二 セグメント番号 0 に配置される A C シンボルを生成する A C 信号の構成 (第 20 条の 2 第 2 項関係)

セグメント番号 0 に配置される A C シンボルを生成する A C 信号の 204 ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B ₀	A C シンボルのための復調基準信号
B ₁ ~ B ₃	構成識別
B ₄ ~ B ₂₀₃	変調波の伝送制御に関する付加情報又は地震動警報情報

- 注 1 A C シンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示す w_i と同一の値をとるものとする。
- 2 構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は 000、010、011、100、101 又は 111 とし、地震動警報情報を伝送する場合は 001 又は 110 とする。
- 3 地震動警報情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(準用規定)
 第二十二條 第十一條第二項、第六項及び第七項、第十二條第二項並びに第十三條から第十六條までの規定は、放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送について準用する。